

京丹後市都市拠点等の在り方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 京丹後市総合計画及び京丹後市都市計画マスタープランに掲げる都市拠点等の整備に向け、必要な公共機能等の在り方について検討するために、京丹後市都市拠点等の在り方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京丹後市総合計画及び京丹後市都市計画マスタープランに掲げる都市拠点等の整備に向けて必要となる公共機能等の在り方に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、都市拠点等の整備に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員12人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 京丹後市区長連絡協議会の委員
- (2) 商工観光団体、社会福祉団体その他公共的団体等の代表者又は役職員
- (3) 京丹後市子ども未来まちづくり審議会の委員
- (4) 京丹後市文化芸術振興審議会の委員
- (5) 京丹後市都市計画審議会の委員
- (6) 行政関係者
- (7) 知識経験を有する者
- (8) 前7号に定めるもののほか、市長が特に適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から2年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長1人及び副委員長2人以内を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 検討会議は、委員定数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、建設部都市計画・建築住宅課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月12日から施行する。

(最初の検討会議の招集)

2 第3条第1項に規定する委員をもって組織される検討会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。